

秦野市水道法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の施行について、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(専用水道の布設工事の確認等)

第2条 法第33条第1項の申請書は、専用水道布設工事確認申請書（第1号様式）とする。

2 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届（第2号様式）により行うものとする。

3 法第33条第5項の規定による通知は、その工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは専用水道布設工事適合確認書（第3号様式）により、適合しないと認めるとき又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは、専用水道布設工事不適合（不確認）通知書（第4号様式）により行うものとする。

(専用水道の給水開始の届出)

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、専用水道給水開始届（第5号様式）により行うものとする。

(水道技術管理者の設置等の報告)

第4条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに専用水道技術管理者設置報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに専用水道技術管理者変更報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(専用水道の水質検査の報告)

第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により水質検査を行ったときは、速やかにその水質検査の結果を市長に報告しなければならない。

(給水の緊急停止の報告)

第6条 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項又は水道法施行規則第55条第4号の規定により給水の緊急停止を行ったときは、給水緊急停止報告書（第8号様式）により直ちに市長に報告しなければならない。

（専用水道の業務の委託等の届出）

第7条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出は、専用水道管理業務委託（失効）届（第9号様式）により行うものとする。

（専用水道の廃止の届出）

第8条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（簡易専用水道の設置の届出）

第9条 簡易専用水道を設置した者は、速やかに簡易専用水道設置届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（簡易専用水道設置届記載事項の変更の届出）

第10条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道設置届の記載事項（次に掲げる事項に限る。）に変更があったときは、速やかに簡易専用水道設置届記載事項変更届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の名称
- (2) 設置者の住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）
- (3) 受水槽の形状及び位置

（簡易専用水道の廃止の届出）

第11条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道廃止届（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（様式）

第12条 この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に神奈川県水道法施行細則（昭和55年神奈川県規則第40号）の規定により神奈川県知事に対して行われた手続その他の行為は、この規則の相当規定により行われたものとみなす。

別表（第12条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	専用水道布設工事確認申請書	第2条
第2号様式	専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届	第2条
第3号様式	専用水道布設工事適合確認書	第2条
第4号様式	専用水道布設工事不適合（不確認）通知書	第2条
第5号様式	専用水道給水開始届	第3条
第6号様式	専用水道技術管理者設置報告書	第4条
第7号様式	専用水道技術管理者変更報告書	第4条
第8号様式	給水緊急停止報告書	第6条
第9号様式	専用水道管理業務委託（失効）届	第7条
第10号様式	専用水道廃止届	第8条
第11号様式	簡易専用水道設置届	第9条
第12号様式	簡易専用水道設置届記載事項変更届	第10条
第13号様式	簡易専用水道廃止届	第11条